

景観形成重点地区(中央公園周辺地区)の景観形成基準に対する措置状況説明書(開発行為)

| 当該行為における景観づくりに関する考え方 | |
|----------------------|--|
| 記載欄 | |
| 土地利用 | |
| | 周辺のまちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 記載欄 |
| | 区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 記載欄 |
| | 区画は、オープンスペースが道路などの公共空間や隣接するオープンスペースと連続的になるよう配慮します。 記載欄 |
| | 電線類は、道路を新たに整備する際に地中化したり目立たない場所に設置する等の工夫をします。 記載欄 |
| | 造成等 |
| | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。 記載欄 |
| | 擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。 記載欄 |

上記以外で特に景観に配慮した事項

| |
|--|
| |
|--|